

## 和歌山市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

### 1. 趣旨

和歌山市では、歩道橋に通称名を命名することができる権利（ネーミングライツ）を付与し、その収入を道路の維持管理費に充てることを目的として、契約料を負担いただく企業（以下「パートナー」という。）を募集します。

### 2. 事業概要

(1) パートナーの権利対象となる歩道橋の主桁部分に、企業名等の名称を標示することができます。

(2) 対象歩道橋

別紙対象歩道橋一覧のとおり。

(3) 契約料

歩道橋 1 橋あたり年額 20 万円以上（消費税及び地方消費税は別途）とします。

(4) 契約期間

契約期間は 3 年以上とし、契約の満了日は 3 月 31 日とします。（例：令和 3 年 12 月 1 日契約の場合、最短で同日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年 4 カ月の契約となります。）なお、契約期間満了にあたり、継続希望があれば別途協議とします。また、塗装等の工事を予定している歩道橋については、工事の進捗状況に応じて契約日の調整を行う場合があります。

(5) 通称名の規格等

ア 通称名は、和歌山市広告の掲載等に関する要綱を満たすものとする。

イ 通称名は、企業名、商品名（ロゴマークを含む）等を可（原則商標登録されたもの）としますが、キャッチフレーズやロゴマークのみ等の標示は不可とします。

ウ 標示可能箇所は、歩道橋の主桁部分とし、両面に 1 箇所ずつまでとします。標示面積は 1 面で最大 5 m<sup>2</sup>までとします。

エ 1 文字の大きさは、30 cm×30 cm とし、歩道橋の形状や信号・標識の添架状況により標示可能な位置が限られる場合があります。

オ 標示方法は、歩道橋の表面に、シール貼り付け又は塗装するものとします。

カ 色彩は、名称及びロゴマークは単色とします。ただし、蛍光色、反射色及び赤、黄色の原色等安全な交通の支障となる色を除きます。

キ 正式名称（別添「対象歩道橋一覧」のとおり）を含むものとします。（例：「企業名等＋正式名称」）

ク 契約期間中の名称を変更することはできません。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。

ケ 当該歩道橋等の管理に支障をきたさない名称とします。なお、和歌山市の業務上やむを得ない事由が生じた場合、歩道橋に標示している名称の一時撤去等を行う場合があります。再度、標示を必要とする場合は、パートナーの負担とします。

#### ※注意事項

・原則として、歩道橋は現状有姿で、標示可能な範囲に名称を表示いただくことになります。(既存の信号、案内標識等の移設は行いません。) そのため、歩道橋の構造、形状等及び既存の信号、案内標識等の設置状況によっては、面積を確保できない場合があります。

・提案される名称(ロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む)は、交通の安全等を考慮して、市が別途設置する和歌山市広告審査委員会(以下「委員会」とします。)の意見に従い、変更されることがあることを承諾すものとします。

・地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した名称は契約期間中に変更することはできません。

#### (6) 通称名の標示及び撤去

ア 通称名及び既設名称は、間隔を空けずに一連に並べて標示するものとします。既設案内標識等により一連に標示することが困難な場合は、別途協議するものとします。

イ 通称名及び既設名称の標示及び消去は、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認を受けた上でパートナーに施工していただきます。

ウ 施工費用及び契約期間中の名称部分の維持管理費用は、すべてパートナーの負担とします。

#### (7) 応募資格

法人を対象とし、和歌山市広告の掲載等に関する要綱を満たすもののうち、次のいずれかに該当するものは除きます。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの

イ 和歌山市から入札参加の停止措置を受けているもの

ウ その他パートナーとなることが適当でないと市が認めるもの

### 3. 応募方法

#### (1) 提出書類

ア 広告掲載申込書(別記様式第1号)

イ 誓約書(別記様式第3号)

ウ 法人の概要(別記様式第4号)

エ 登記事項証明書(商業登記簿謄本等)

オ 印鑑証明書

カ 納税に関する証明書

(2) 提出部数

1部（応募書類は返却しません。）

(3) 受付期間

令和3年2月1日から令和3年2月28日

(4) 申し込み・問い合わせ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課

（和歌山市役所東庁舎4階）

TEL：073-435-1088 FAX：073-435-1379

Email：dourokanri@city.wakayama.lg.jp

※ 受付時間は、土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

4. 選定方法

パートナーの候補選定にあたっては、和歌山市広告審査委員会にて別に定める審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき応募資格・提案内容等の審査（以下「審査」という。）を行い、優先交渉権パートナーを決定します。なお、必要に応じて審査基準による審査以外に和歌山市広告審査委員会の審査により、優先交渉権パートナーを決定する場合があります。

5. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、募集対象歩道橋ごとの応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングライツパートナーについては、和歌山市の広報媒体を通じて公表します。

なお、応募内容及び選定結果等については、和歌山市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

6. 契約の締結方法

選定されたパートナー候補者と最終的な協議を経て、市とパートナーとの間で契約を締結します。

7. 契約解除

契約期間中に、パートナーが本要領2（7）の規定により除かれる者に該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う現状復旧に必要な費用は、パートナーの負担とします。

8. 契約料の支払時期

契約料の支払いは、契約初年度は契約締結後に市がパートナーへ納入通知を行ってから20日以内、翌年度以降は4月に納入通知を行ってから20日以内に、市の発行する納入通知書により、指定金融機関にてお支払いいただきます。

